

第45回
大津市
景観審議会

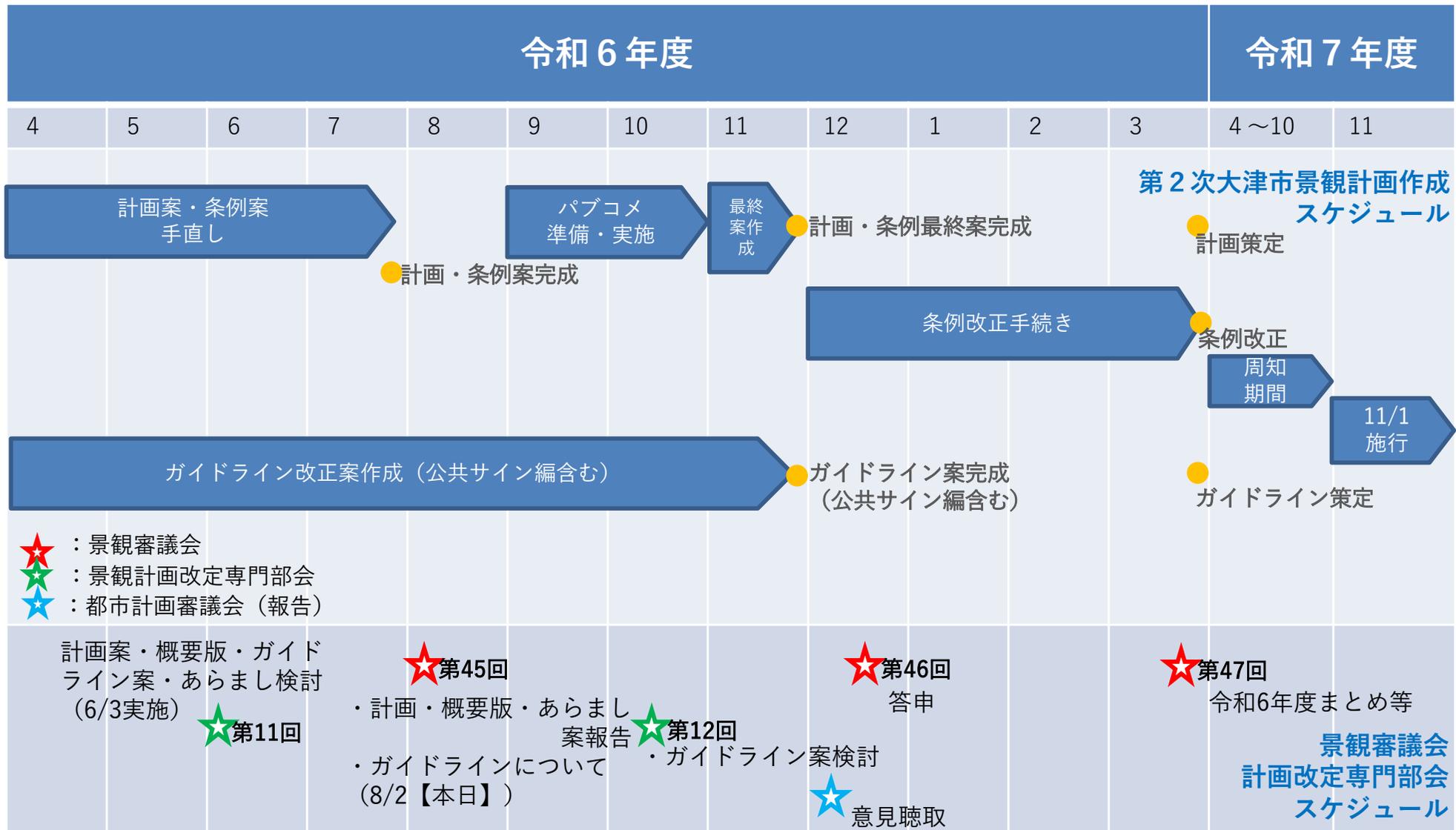
令和6年8月2日

大津市都市計画部
都市計画課

第2次大津市景観計画の策定について

- ① スケジュールについて (P 3～)
- ② 景観計画案について (P 4～)
- ③ パブリックコメントについて (P 8～)
- ④ 景観計画のあらまし改定案について (P 12～)
- ⑤ 景観計画ガイドライン案について (P 13～)
- ⑥ 景観計画ガイドライン (公共サイン編) について (P 21～)

議題 1 スケジュールについて



第10回・11回専門部会における意見と対応

No.	質問者	意見	質問・意見に対する対応	参照頁
1	中嶋副 部会長	景観計画本編に反映したワークショップでの意見について、アイコン等でわかるように明記してはどうか。	ワークショップでの意見とわかるよう「◆市民ワークショップ意見より」等のアイコンを追加しました。	3章- 5、19、31、6章 -8、9
2	中嶋副 部会長	「景観とは」という文章について、風景、景色の定義があまり一般的ではないため、再考すること。	「景観とは、人間が視覚でとらえる眺めのことです。私たちが日ごろ目にしている建物やまちなみ、道路、橋、山、川、湖、木々の緑、人々の暮らしなど、目に映るものすべてが一体となって景観をかたちづくっています。近年は景観とは眺めだけではなく、土地の歴史や伝統、文化、人々の生業、都市活動や日常生活から生じる雰囲気、さらには人間の五感を通して感じるものすべてを含むものと、その概念は広がっています。」という文章に修正しました。	6章- 1
3	中嶋副 部会長	堅田景観重点地区内の明度・彩度の基準について、一般地区と同じ基準でよいのか。	彩度の基準を「3以下」→「2以下」に見直しました。	ガイドライン3- 10など
4	藤本部 会長	概要版の文字の色が薄水色なのは読みづらいので変更したほうが良い。	文字の色を紺色に変更しました。	概要版
5	中嶋副 部会長	施設内の道路に向けた看板についてもガイドラインの適用対象外ではなく、推奨・配慮などにすべきではないか。	施設敷地内であっても道路から見えるものは、適用範囲に含めました。	ガイドライン公 共サイン編

第44回景観審議会における意見と対応

No.	質問者	意見	質問・意見に対する対応	参照頁
1	轟委員	次回の審議会等で、これまでの大津市景観行政の取り組みやその成果を整理し、総括していただきたい。	審議会で大津市の景観行政の取り組みや成果を総括した資料をお示しできるよう準備を進めます。	—
2	中嶋副会長	参考資料について記載している部分の表題が、“参考図面 用語集”となっており、内容と不整合である。また用語集や全体の見やすさを再考いただきたい。	当該指摘を受け、不整合を修正し、6章の末尾に“資料編”を追加し、体裁を整えました。用語集には行ごとの見出しを追加しました。また、全体の見やすさを考慮し、文字のフォントを丸ゴシックから游ゴシックに変更しました。	資料編

庁内照会における意見と対応①

資料3

■ 庁内意見より一部抜粋

凡例： 計画全般に関する意見 写真・イラストに関する意見 緑地に関する意見

No.	所属名	意見	質問・意見に対する対応	参照頁
1	政策調整部/企画調整課	章ごとのページではなく、通しページの方がわかりやすいのではないのでしょうか	景観審議会での協議において、通しページよりも章ごとのページが良いと決定していることから、章ごとのページとします。	目次
2	都市計画部/公園緑地課	地域別景観エリア区分図について、他の区分の名称等が入っており、どこが対象の区分かを確認しづらいため、対象地域の区分のみ名称を記入するようご検討ください。	対象地域の名称を青、それ以外の地域の名称を黒で記載し、差別化しております。見やすくなるよう検討いたします。	2章
9	都市計画部/公園緑地課	大津駅前の写真について、今年度大津駅前公園が整備されているため、写真の差し替えをご検討ください。	写真の差し替えを行いました。	序章-9
10	都市計画部/公園緑地課	景観計画の区域に関する図面について、市民プラザの完成予定図を追加できるかをご検討ください。	イラスト作成の委託業務が終了しているため、追加はできかねます。	序章-11

議題 2 景観計画案について

庁内照会における意見と対応②

資料3

■ 庁内意見より一部抜粋

凡例： 計画全般に関する意見 写真・イラストに関する意見 緑地に関する意見

No.	所属名	意見	質問・意見に対する対応	参照頁
14	建設部/ 道路・河川管理課	道路・河川管理課としては、視距（物体を認めてから停止するまでの距離のこと）確保のため街路樹の整備について現在は推進しておらず、むしろ剪定や伐採を推進していく方向で考えている。そのため、以下の文言を削除のうえ、文章を組み直していただきたい。 「街路樹の整備を推進し、」	「前面道路境界部の緑化や街路樹の整備を推進し、」を「前面道路境界部の緑化を推進するとともに街路樹を適切に管理し、」に修正しました。	2章-3 ページ・ 8ペー ジ・31 ページ
17	都市計画 部/公園 緑地課	皇子山総合運動公園を商業地景観エリアとされておりますが、公園に商業地という区分けは馴染まないため、名称を変更いただくか、エリアの変更をご検討お願いいたします。 また、緑豊かな公共空間の整備とありますが、現状よりさらに緑豊かに整備する予定はございません。 さらに、新庁舎の検討に係る視点も必要と考えられます。ご検討ください。	景観エリアの名称については、都市計画に基づく用途地域をもとに設定しております。 「緑豊かな公共空間を整備し、」を「緑豊かな公共空間を適切に管理し、」に文言修正しました。 新庁舎に係る視点につきましては、庁舎整備の方向性が現状で確定していないため、記載しかねます。	2章-33 ページ
29	建設部/ 道路・河川管理課	道路・河川管理課としては、視距（物体を認めてから停止するまでの距離のこと）確保のため街路樹の整備について現在は推進しておらず、むしろ剪定や伐採を推進していく方向で考えている。そのため、以下の文言を削除のうえ、文章を組み直していただきたい。 「ウ 道路植栽」全て	道路の整備規模によっては緑化を計画することも考えられますので、道路植栽の項目は残します。「既存樹木がある場合はこれらを活かします」を「既存樹木がある場合は保存を検討します」に修正しました。	5章-7 ページ

パブリックコメント制度とは

市民生活に広く影響を及ぼす**市政の基本的な計画**や条例等を策定するにあたり、**事前にその内容を公表**して、**市民のみなさんからご意見等を募集**し、提出されたご意見を考慮して計画等の意思決定を行うとともに、そのご意見等とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続きです。

この手続きにより、市民のみなさんの**ご意見等を市政に反映**させるとともに、行政運営における**公正の確保と透明性の向上**を図るものです。

パブコメの流れ



景観計画案及び条例案のパブリックコメントについて

- 実施時期
- 公表資料
- 実施方法

10月中旬
計画案・条例案・**景観計画概要版**
市のホームページに公表資料を掲載
市役所内でも公表資料の閲覧可能

市民の方へ向けた
パブリックコメント資料として
景観計画概要版を作成

パブコメ資料■条例案について

大津市景観法施行条例…景観法に基づく届出の手続きを示す

主な改正内容(届出対象行為に係る内容)

- ・エリアの名称の変更(〇〇景観区→〇〇景観エリア)
- ・景観重点地区における届出対象行為の追加
- ・太陽光発電設備等を新たに届出対象行為に追加

景観計画概要版の位置づけ

資料4

景観計画概要版の作成にあたり、対象者を想定し、**概要版**と**景観計画のあらまし**(窓口配布資料)の2種類の作成を検討

概要版



●対象●
第2次景観計画の
内容を知りたい方

●形式●

パブコメや出前講座での使用を想定し、
パワーポイントで作成

景観計画の
あらまし



●対象●
届出対象行為・
規制誘導基準を
主に知りたい方

●形式●

窓口での配布を想定し、冊子になるよう作成

詳細はスライド
12にて説明し
ます。

オープンハウスの開催

パブリックコメントを景観計画の普及啓発の機会として活かすために、市民が集まる場所に出向きPRするオープンハウスを開催します。

■目的

- ・ 景観計画の改定について、市民に広く周知する
- ・ 市民の方に大津市の景観に関心を持っていただく

■開催場所・日時

- ・ 北部：アル・プラザ堅田 10月15日（火）
- ・ 南部：フォレオ大津一里山 10月26日（土）

■企画内容

① 景観計画改定の概要の展示

改定の背景などを簡潔に記載→詳しくは配布する資料③やパブコメ資料を読んでもらう

② 景観計画の中に掲載している写真・イラストの展示

簡易アンケート：好きな景観にシールを貼ってもらう（年代ごとにシールの色を変える）

③ 景観計画改定に関する情報をまとめた資料の配布

（※イベントの結果は大津市ホームページ等で発信し、さらなる意識啓発につなげる）

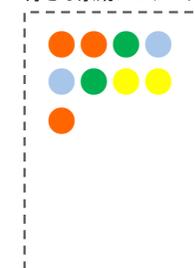
オープンハウス実施イメージ



アンケートイメージ



好きな景観アンケート



議題 3 パブリックコメントについて

第2次大津市景観計画を策定します

パブリックコメントを実施中ですので、より良い計画にするために、みなさまのご意見をお聞かせください
 期間：2024年10月●日～●日
 意見の提出方法：ホームページ、支所や市役所の窓口等で提出できます

景観形成の基本理念

水・緑・人が織りなす古都のかがやき
 — 自然と歴史と時代の文化が響きあう古都大津の景観を創り、育てる —

景観形成の基本目標



景観づくりの基本方針



「景観」とは

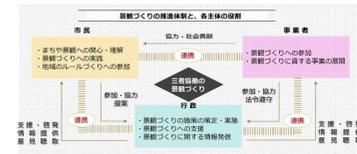
景観とは、人間が視覚でとらえる眺めのことです。私たちが日ごろ目している建物やまちなみ、道路、橋、山、川、湖、木々の緑、人々の暮らしなど、目に映るものすべてが一体となって景観をかたちづいていきます。



市民や事業者のみなさんと連携・協働して取り組んでいきます

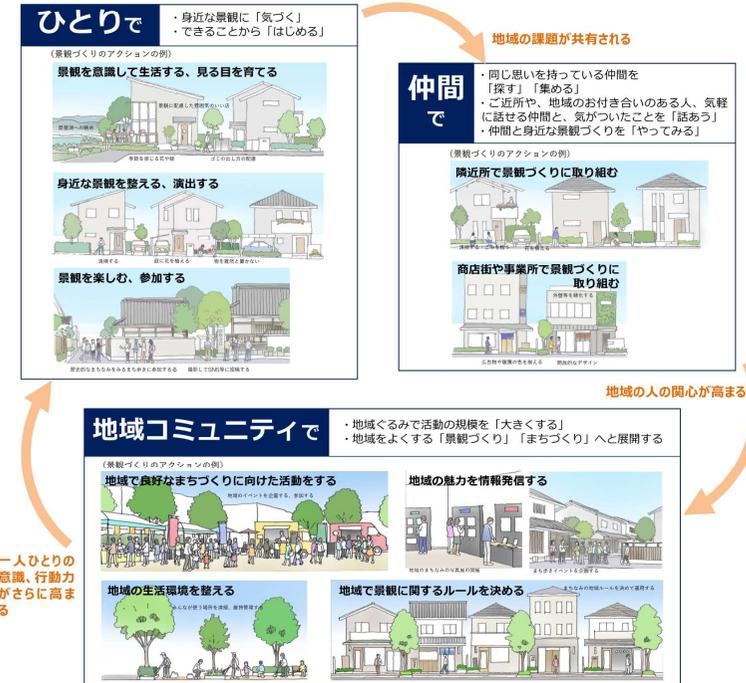
景観づくりの主体

景観づくりを推進する主体は、市民（市民団体・来訪者を含む。）、事業者、行政とし、本計画を共通のよりどころとして、3者が連携・協働して、景観づくりに取り組みます。



景観づくりのプロセス

景観づくりを具体的に進めていくには、一人ひとりが景観について考え、具体的に行動することが基本となります。その行動により、地域の人々が一緒に景観づくりを考えることで、自分たちのまちに誇りを持てるようになっていきます。



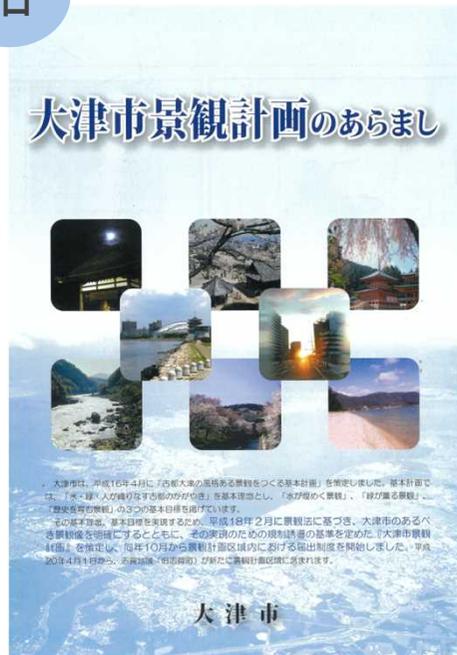
議題 4 景観計画のあらまし改定案について

景観計画のあらましとは

資料5

景観法に基づく届出の事前相談などで、景観計画で定める届出対象行為や規制誘導基準について説明するための資料のことで、これまで窓口にて配布を行っていたものを、景観計画の改定に伴い内容を変更し、リニューアルします。

旧



議題 5 景観計画ガイドライン案について

大津市景観計画ガイドラインの構成

事前送付資料

現行の大津市景観計画ガイドラインを継承しながら、第2次大津市景観計画で新たに設けた制限の内容について適宜追加しました。

【冊子構成】

現行		変更後		主な変更点など
1	手続編	1	手続編	
2	景観地域基準編	2	景観エリア基準編	<ul style="list-style-type: none"> 細分化されていた景観区を整理統合 景観区→景観エリアに変更 建築物の色彩
		3	景観重点地区基準編	新設
3	湖岸軸基準編	4	湖岸軸基準編	景観区→景観エリアに変更
4	眺望景観基準編	5	眺望景観基準編	対岸眺望景観の内容を追加
-	-	6	公共事業編	新設（既存の『公共事業景観形成ガイドライン』を統合）
-	-	7	公共サイン編	新設
5	都心景観路編	8	都心景観路編	議題6で説明

1 手続編

事前送付資料-1

届出の方法や、届出の対象となる行為と規模、必要な添付書類（書式・記入例）等について、解説を行うとともに資料を添付しています。

STEP1 景観計画図の確認

インターネット上で閲覧できる「マイタウンおつ」や、市役所都市計画課の窓口の「大津市都市計画窓口支援システム」で、お住まいの土地の、

- イ 景観構成要素（景観地域・景観軸）
- ロ 地区
- ハ 景観重点地区かどうか
- ニ 景観エリア（景観重点地区に該当しない場合）
- ホ 眺望景観保全地域、対岸眺望景観保全地域かどうかを確認します。



- イ 景観構成要素（景観地域・景観軸）：市街地景観地域
- ロ 地区：旧東海道沿道地区
- ハ 景観重点地区：表示なし⇒地区外
- ニ 景観エリア：市街地景観エリア
凡例：黄色
- ホ 眺望景観保全地域、対岸眺望景観保全地域：表示なし⇒地区外

STEP2 方針の確認

ハで重点地区に入っていない場合には、STEP1で確認した、イ・ロ・ニごとに、② 大津市景観計画で方針を確認します。

イ 景観構成要素（景観地域・景観軸）
 景観計画F ● 市街地景観地域
 鉄道駅や駅前広場などの公共空間を中心とした地域の顔となる都市景観が形成されるとともに、湖岸や河川などの水辺空間や各地域の歴史的背景をもとに発展してきた、個性と魅力のある市街地景観を有する地域

ロ 地区の方針
 景観計画F ● (18)旧東海道沿道地区
 旧東海道路を中心として古いまちなみや数多くの歴史文化資産が残る一方、国道沿道などにおいては、ロードサイド型の商業施設や大規模な工業施設などが立地する地区であり、住居市街地において落ち着いた景観のあるまちなみ景観を形成するとともに、幹線道路沿道において周辺住居地景観に配慮しつつ、歴史性を活かしたにぎわいのある景観を形成します。

ニ 景観エリアの方針
 景観計画F ● 市街地景観エリア
 広中層の商業施設や業務施設が住宅と連続して立地する地区では、地域固有の自然条件、歴史文化資産などを取りこなし活用しながら、個性と落ち着いた景観のあるまちなみ景観を地域住民の主体的な取り組みのもとに形成します。
 趣向として開発してきた場所においては、地域の歴史文化資産を活かした景観を形成します。

ハで重点地区に入っている場合には、「第3章 景観重点地区における景観形成方針と行為の制限に関する事項」で各重点地区に応じた方針を確認します。

- 既存のガイドラインの内容を踏襲し、見やすさに配慮した変更
- 届出手続きのフローに『景観アドバイス制度』を明記（1 手続編P1）

2 景観エリア基準編

事前送付資料-2

景観エリア（琵琶湖、湖岸軸及び景観重点地区を除く市域全域）を対象とした景観形成基準について解説を行うとともに事例を提示しています。

1. 景観エリアごとの景観形成基準一覧(建築物)

※工作物等の景観形成基準については、景観計画の別表を参照してください。

緑地景観エリア	低層住宅地景観エリア	市街地景観エリア	出漁市街地景観エリア
<p>形態・量感</p> <ul style="list-style-type: none"> ①周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とします。 ②周辺建築物の度合いや高さや切妻などである地区では、これらの要素の形態との調和を図ります。また、周辺に山林又は緑地がある地区にあっては山並みや樹木の形態との調和を図るため、景観として、当該要素を配慮します。 ③屋上設備は、目立たない位置に設け、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮します。これにより悪い場合は、目隠し装置などの措置を講じます。 ④屋上工作物は、建築物本体と調和を図るとともに、スカイラインに与える影響を軽減させるよう、すっきりとした形態とします。 ⑤屋根、壁面、開口部などの景観に配慮し、威圧感や圧迫感を軽減します。 ⑥外壁でできる景観などの景観の約合いに配慮し、全体としてまとまりのある景観とします。 <p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ①けばけしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基準とし、周辺景観との調和を図ります。 ②建築物に落ちつきをもたせるため、色彩の性質を十分考慮します。 ③周辺景観と対比する色彩を使用する場合は、周辺の色調及び規模に十分留意し、対比調の効果が発揮できるよう十分考慮します。 ④屋上工作物は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ります。 <p>建物内における位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①周辺に与える威圧感を軽減し、かつ景観の美しさを高めるための空間を確保するための敷地境界線から配慮します。 ②道路に威圧感及び圧迫感を与えないよう、特に道路から後退します。 ③建物内の建築物及び工作物の規模を勘案して約合いよく配慮します。 <p>素材</p> <ul style="list-style-type: none"> ①周辺景観と調和し、長期間にわたり良好な景観が維持できる素材を使用します。 ②どのような自然素材又は建築材であっても、次第かつ浮出た印象にならないよう、次第に色調が変化していき、最終的に周囲の景観と調和するよう配慮します。 <p>景観の緑化措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①周辺景観と調和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和を図るよう、樹種の構成及び樹木の配置を考慮した緑化を行います。 ②周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげよう、高さや動線を考慮し、樹種の構成及び樹木の配置を考慮します。 ③周辺環境と調和した緑豊かな景観とするため、景観の緑化に努めます。 <p>樹木などの保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①敷地内に生育する樹木は、保存するよう努めます。やむを得ず伐採するときは、必要最小限にとどめます。 ②樹木が剪定された良好な樹木がある場合は、修繕に当たっては、剪定を最小限にとどめます。ただし、これにより樹木の健康を損傷するおそれがある場合は、その周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な養護を行い、樹勢の回復を図ります。 	<p>形態・量感</p> <ul style="list-style-type: none"> ①周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とします。 ②周辺建築物の度合いや高さや切妻などである地区では、これらの要素の形態との調和を図ります。また、周辺に山林又は緑地がある地区にあっては山並みや樹木の形態との調和を図るため、景観として、当該要素を配慮します。 ③屋上設備は、目立たない位置に設け、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮します。これにより悪い場合は、目隠し装置などの措置を講じます。 ④屋上工作物は、建築物本体と調和を図るとともに、スカイラインに与える影響を軽減させるよう、すっきりとした形態とします。 ⑤屋根、壁面、開口部などの景観に配慮し、威圧感や圧迫感を軽減します。 ⑥外壁でできる景観などの景観の約合いに配慮し、全体としてまとまりのある景観とします。 <p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ①けばけしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基準とし、周辺景観との調和を図ります。 ②建築物に落ちつきをもたせるため、色彩の性質を十分考慮します。 ③周辺景観と対比する色彩を使用する場合は、周辺の色調及び規模に十分留意し、対比調の効果が発揮できるよう十分考慮します。 ④屋上工作物は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ります。 <p>建物内における位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①周辺に与える威圧感を軽減し、かつ景観の美しさを高めるための空間を確保するための敷地境界線から配慮します。 ②道路に威圧感及び圧迫感を与えないよう、特に道路から後退します。 ③建物内の建築物及び工作物の規模を勘案して約合いよく配慮します。 <p>素材</p> <ul style="list-style-type: none"> ①周辺景観と調和し、長期間にわたり良好な景観が維持できる素材を使用します。 ②どのような自然素材又は建築材であっても、次第かつ浮出た印象にならないよう、次第に色調が変化していき、最終的に周囲の景観と調和するよう配慮します。 <p>景観の緑化措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①周辺景観と調和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和を図るよう、樹種の構成及び樹木の配置を考慮した緑化を行います。 ②周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげよう、高さや動線を考慮し、樹種の構成及び樹木の配置を考慮します。 ③周辺環境と調和した緑豊かな景観とするため、景観の緑化に努めます。 <p>樹木などの保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①敷地内に生育する樹木は、保存するよう努めます。やむを得ず伐採するときは、必要最小限にとどめます。 ②樹木が剪定された良好な樹木がある場合は、修繕に当たっては、剪定を最小限にとどめます。ただし、これにより樹木の健康を損傷するおそれがある場合は、その周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な養護を行い、樹勢の回復を図ります。 	<p>形態・量感</p> <ul style="list-style-type: none"> ①周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とします。 ②周辺建築物の度合いや高さや切妻などである地区では、これらの要素の形態との調和を図ります。また、周辺に山林又は緑地がある地区にあっては山並みや樹木の形態との調和を図るため、景観として、当該要素を配慮します。 ③屋上設備は、目立たない位置に設け、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮します。これにより悪い場合は、目隠し装置などの措置を講じます。 ④屋上工作物は、建築物本体と調和を図るとともに、スカイラインに与える影響を軽減させるよう、すっきりとした形態とします。 ⑤屋根、壁面、開口部などの景観に配慮し、威圧感や圧迫感を軽減します。 ⑥外壁でできる景観などの景観の約合いに配慮し、全体としてまとまりのある景観とします。 <p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ①けばけしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基準とし、周辺景観との調和を図ります。 ②建築物に落ちつきをもたせるため、色彩の性質を十分考慮します。 ③周辺景観と対比する色彩を使用する場合は、周辺の色調及び規模に十分留意し、対比調の効果が発揮できるよう十分考慮します。 ④屋上工作物は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ります。 <p>建物内における位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①周辺に与える威圧感を軽減し、かつ景観の美しさを高めるための空間を確保するための敷地境界線から配慮します。 ②道路に威圧感及び圧迫感を与えないよう、特に道路から後退します。 ③建物内の建築物及び工作物の規模を勘案して約合いよく配慮します。 <p>素材</p> <ul style="list-style-type: none"> ①周辺景観と調和し、長期間にわたり良好な景観が維持できる素材を使用します。 ②どのような自然素材又は建築材であっても、次第かつ浮出た印象にならないよう、次第に色調が変化していき、最終的に周囲の景観と調和するよう配慮します。 <p>景観の緑化措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①周辺景観と調和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和を図るよう、樹種の構成及び樹木の配置を考慮した緑化を行います。 ②周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげよう、高さや動線を考慮し、樹種の構成及び樹木の配置を考慮します。 ③周辺環境と調和した緑豊かな景観とするため、景観の緑化に努めます。 <p>樹木などの保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①敷地内に生育する樹木は、保存するよう努めます。やむを得ず伐採するときは、必要最小限にとどめます。 ②樹木が剪定された良好な樹木がある場合は、修繕に当たっては、剪定を最小限にとどめます。ただし、これにより樹木の健康を損傷するおそれがある場合は、その周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な養護を行い、樹勢の回復を図ります。 	

既存のガイドラインの内容を踏襲

景観区→景観エリアに変更

景観エリアごとに景観形成基準をまとめて記載

使用できる建築物の色彩を明度3～8、彩度3以下に変更
(2 景観エリア基準編P14)

Otsu City

15

3 景観重点地区基準編

事前送付資料-3

景観重点地区（堅田地区、坂本地区、大津百町地区）を対象とした景観形成基準について解説を行うとともに事例を提示しています。



1. 堅田景観重点地区

堅田景観重点地区の区域は、「景観形成実施計画～堅田地区～」の計画対象区域と整合させることを基本とし、上記計画のもと締結された「落雁の遺地区」及び「出島灯台のまち地区」の景観協定の区域とともに、湖畔付近の浮御堂や出島灯台、伊豆神社など数多くの歴史的資産が点在する歴史的なまちなみ、地域住民により守られてきた堅田内湖を含む範囲を一体的に設定します。



図1 堅田景観重点地区区域図
堅田景観重点地区の面積：7.2、33ha

1-1. 景観形成基準

(1) 建築物の景観形成基準

以下に建築物の景観形成基準を掲載します。工作物等の景観形成基準については景観計画の2巻を参照してください。

敷地内における位置	<ul style="list-style-type: none"> i 歴史的な景観を有する地域においては、壁面はまちなみに揃え、大きく後退する場合は、門前や生垣等でまちなみの連続性に配慮します。 ii 原則として建築物の外壁は、湖畔道路から2m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地又は汀線から10m以内の敷地においては、汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地においては内湖側の敷地境界線から2m以上後退します。ただし、古くから発達した集落のある地区であって、湖畔又は湖畔道路に接して建築物が建っているものにおける建築物（大規模建築物などを除く。）及び湖畔におけるウオータースポーツ（ボート、カヌー競技など 動力を付かない湖上スポーツ）のための建築物で、周辺の建築物の配置状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではありません。また、狭小宅地などの場合にみられるように、後退することで建築物の機能が著しく阻害される場合についても適用を除外します。
形態	<ul style="list-style-type: none"> i 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とします。 ii 周辺の建築物の多くが入母屋、切妻などの形態の屋根を持った地区又は周辺に山姥若しくは樹林がある地区においては、原則として、勾配のある屋根を設けます。 iii 屋上設備は、目立たない位置に設け、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮します。ただし、これにより難しい場合は、目隠し措置など景観措置を講じます。
意匠	<ul style="list-style-type: none"> i 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮します。 ii 大規模建築物などにおいては、屋根、壁面、開口部などの意匠に配慮し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう努めます。 iii 周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成された地区においては、周辺の建築物の様式を継承した意匠とします。ただし、これにより難しい場合は、これを模した意匠とします。 iv 近代的な様式の建築物で形成された地区においては、湖と一体となった都市美が形成できるよう意匠に配慮します。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> i けばけばしい色彩を基調とせず、周辺の建築物の色彩との調和を図ります。
素材	<ul style="list-style-type: none"> i 屋根や外壁の素材は、周辺の建築物との調和に配慮した素材を使用します。 ii 伝統的な様式の建築物で形成された地区においては、周辺の建築物と同様の素材とします。ただし、これにより難しい場合はこれを模した素材とします。

- 計画改定に伴い
ガイドライン新規作成
- 重点地区ごとに章立てし、
景観形成基準の解説や
地区の特徴・事例を記載
- その他のガイドラインの
デザインは景観重点地区
基準編・公共事業編と
統一予定

議題 5 景観計画ガイドライン案について

4 湖岸軸基準編

事前送付資料-4

湖岸軸（水辺の景観エリア）を対象とした景観形成基準について解説を行うとともに事例を提示しています。

1. 景観エリアごとの景観形成基準一覧(建築物)	
市街地水辺景観エリア	
<p>景観形成の位置</p> <p>1 敷地境界線から内縁後退するときに、敷地内の建築物及び工作物の規模を制限し、外観は、湖岸線から2m以上後退するときに、景観面に影響する建築物は1階から1.0m以内の敷地内には、1階から1.0m以上、かつ、景観面の敷地境界線から2m以上後退し、内部に設置する敷地内には内縁の敷地境界線から2m以上後退します。ただし、古くから存在した建築物のある地区であって、湖岸又は湖岸道路に接して建築物が建てられているものにおける建築物(大規模建築物を除く)及び湖岸におけるウォータースポーツ(ボート、カヌー、観覧車など動力を伴わない水上スポーツ)のための建築物で、周辺の建築物の配置状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではありません。また、景観形成上の都合がある場合は、景観形成の趣旨を十分に踏まえて取組まれる場合についても適用します。</p>	<p>敷地内における位置</p> <p>1 敷地境界線から内縁後退するときに、敷地内の建築物及び工作物の規模を制限し、外観は、湖岸線から2m以上後退するときに、景観面に影響する建築物は1階から1.0m以内の敷地内には、1階から1.0m以上、かつ、景観面の敷地境界線から2m以上後退し、内部に設置する敷地内には内縁の敷地境界線から2m以上後退します。ただし、古くから存在した建築物のある地区であって、湖岸又は湖岸道路に接して建築物が建てられているものにおける建築物(大規模建築物を除く)及び湖岸におけるウォータースポーツ(ボート、カヌー、観覧車など動力を伴わない水上スポーツ)のための建築物で、周辺の建築物の配置状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではありません。また、景観形成上の都合がある場合は、景観形成の趣旨を十分に踏まえて取組まれる場合についても適用します。</p>
<p>形態</p> <p>1 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とします。</p> <p>2 周辺の建築物が多く入居層、切妻などの形態の屋根を持った地区又は周辺に山積若しくは樹林がある地区においては、原則として、周辺の景観を踏襲します。</p> <p>3 屋上設備は、目立たない位置に設置し、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮します。ただし、これにより近い場合は、目隠し設備など併設を要します。</p>	<p>景観形成の位置</p> <p>1 敷地境界線から内縁後退するときに、敷地内の建築物及び工作物の規模を制限し、外観は、湖岸線から2m以上後退するときに、景観面に影響する建築物は1階から1.0m以内の敷地内には、1階から1.0m以上、かつ、景観面の敷地境界線から2m以上後退し、内部に設置する敷地内には内縁の敷地境界線から2m以上後退します。ただし、古くから存在した建築物のある地区であって、湖岸又は湖岸道路に接して建築物が建てられているものにおける建築物(大規模建築物を除く)及び湖岸におけるウォータースポーツ(ボート、カヌー、観覧車など動力を伴わない水上スポーツ)のための建築物で、周辺の建築物の配置状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではありません。また、景観形成上の都合がある場合は、景観形成の趣旨を十分に踏まえて取組まれる場合についても適用します。</p>
<p>色彩</p> <p>1 対比がよい色彩とせず、落ち着いた色彩を基準とし、周辺景観との調和を図ります。</p>	<p>敷地の緑化措置</p> <p>1 敷地内の空地は、適切な緑化を行うことにより、緑化を促します。</p> <p>2 大規模建築物など又はそれ以外の建築物の敷地の面積が、30平方メートル以上あるものに対しては、原則として、その敷地の面積の20%以上の敷地を緑化します。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内においては、この限りではありません。</p> <p>3 打井、汲水及び湖岸道路から後退してできる空地には、特に樹木又は草花に植栽を要します。ただし、湖岸線、活動的な空地において、樹上建築物と一体となって湖に接して設ける空地については、この限りではありません。</p> <p>4 建築物が周辺景観と調和し、良好な景観の形成及び周辺景観との調和を図れるよう、樹木の構成及び樹木の配置を考慮した緑化を行います。</p> <p>5 大規模建築物など又は、周辺に与える威圧感、圧迫感、及び突出感を軽減する、その高さや考慮した樹種及び植栽を考慮し、その緑化計画を考慮します。</p> <p>6 緑地は、既存緑地を考慮し、周辺景観と調和する樹種とします。</p>
<p>素材</p> <p>1 周辺景観になじみ、かつ、耐久性及び耐水性に優れた素材を使用します。</p> <p>2 伝統的な様式の建築物で形成された地区においては、周辺景観との調和を図るため、これにより近い場合は、修繕に生かすよう努めます。</p>	<p>敷地の緑化措置</p> <p>1 敷地内の空地は、適切な緑化を行うことにより、緑化を促します。</p> <p>2 大規模建築物など又はそれ以外の建築物の敷地の面積が、30平方メートル以上あるものに対しては、原則として、その敷地の面積の20%以上の敷地を緑化します。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内においては、この限りではありません。</p> <p>3 打井、汲水及び湖岸道路から後退してできる空地には、特に樹木又は草花に植栽を要します。ただし、湖岸線、活動的な空地において、樹上建築物と一体となって湖に接して設ける空地については、この限りではありません。</p> <p>4 建築物が周辺景観と調和し、良好な景観の形成及び周辺景観との調和を図れるよう、樹木の構成及び樹木の配置を考慮した緑化を行います。</p> <p>5 大規模建築物など又は、周辺に与える威圧感、圧迫感、及び突出感を軽減する、その高さや考慮した樹種及び植栽を考慮し、その緑化計画を考慮します。</p> <p>6 緑地は、既存緑地を考慮し、周辺景観と調和する樹種とします。</p>
<p>樹木などの保全措置</p> <p>1 敷地内に生育する樹林は、保存するよう努めます。やむを得ず伐採するときは、必要最小限にとどめます。</p> <p>2 樹木又は樹林が優れた景観的価値がある場合は、樹木に生かすよう努めます。ただし、これにより近い場合は、修繕に生かすよう努めます。ただし、これにより近い場合は、修繕に生かすよう努めます。</p> <p>3 敷地内に生育する樹木などは、保存するよう努めます。</p>	<p>敷地の緑化措置</p> <p>1 敷地内の空地は、適切な緑化を行うことにより、緑化を促します。</p> <p>2 大規模建築物など又はそれ以外の建築物の敷地の面積が、30平方メートル以上あるものに対しては、原則として、その敷地の面積の20%以上の敷地を緑化します。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内においては、この限りではありません。</p> <p>3 打井、汲水及び湖岸道路から後退してできる空地には、特に樹木又は草花に植栽を要します。ただし、湖岸線、活動的な空地において、樹上建築物と一体となって湖に接して設ける空地については、この限りではありません。</p> <p>4 建築物が周辺景観と調和し、良好な景観の形成及び周辺景観との調和を図れるよう、樹木の構成及び樹木の配置を考慮した緑化を行います。</p> <p>5 大規模建築物など又は、周辺に与える威圧感、圧迫感、及び突出感を軽減する、その高さや考慮した樹種及び植栽を考慮し、その緑化計画を考慮します。</p> <p>6 緑地は、既存緑地を考慮し、周辺景観と調和する樹種とします。</p>

■ 既存のガイドラインの内容を踏襲

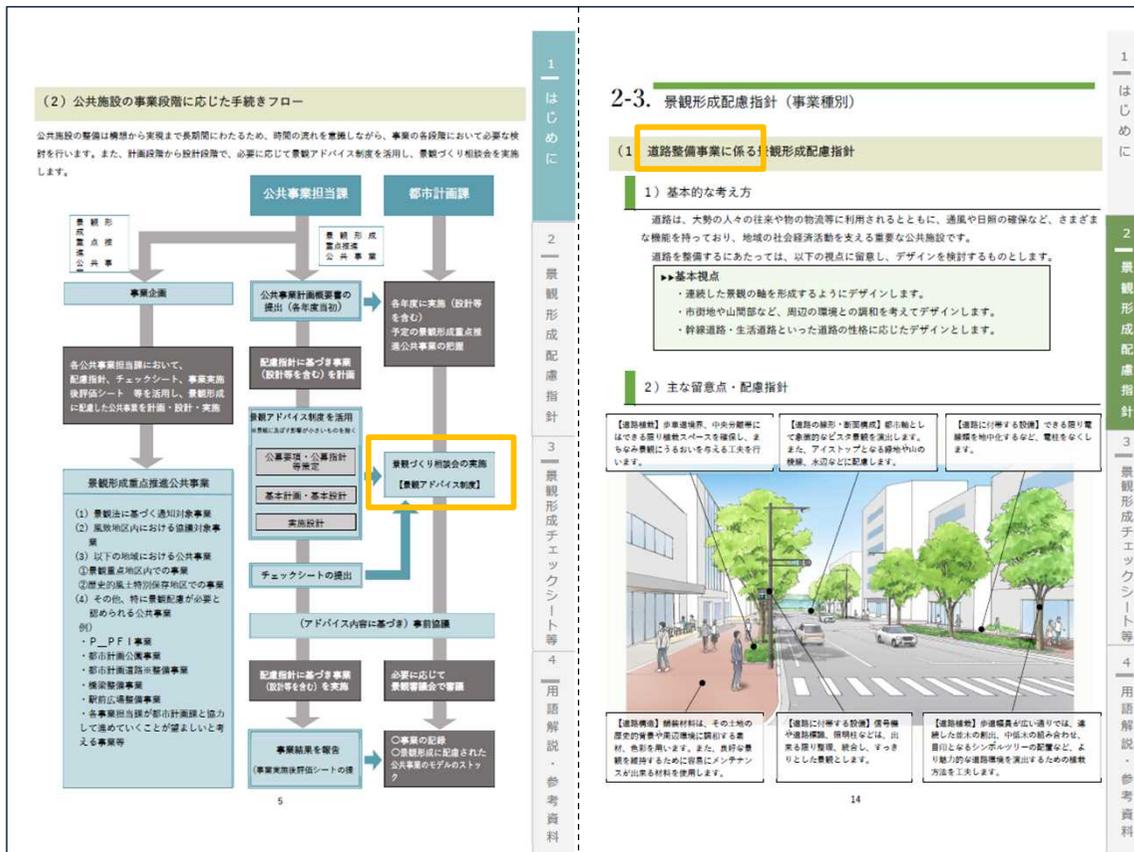
■ 景観区 → 景観エリアに変更

■ 景観エリアごとに景観形成基準をまとめて記載(2 景観エリア基準編と同様。)

6 公共事業編

事前送付資料-6

本市の公共事業における景観形成を適切に運用していくための手引書として、景観形成配慮指針について解説しています。



■ 既存の『大津市公共事業景観形成ガイドライン』を統合

■ 公共施設の手続きフローに『景観アドバイス制度』を明記

■ 道路整備事業、公園・緑地整備事業など、事業別に景観形成配慮指針を記載

8 都心景観路編

事前送付資料-7

都心景観路の景観形成の基準を解説する手引きとして、土地所有者などの関係者や設計者等が、計画検討や設計の際に活用していただくものです。

■ 既存のガイドラインの内容を踏襲し、見やすさに配慮した変更

1. 本ガイドラインの位置付け

- ・景観計画では、景観の形成に関する方針を定めています。都心景観路では、関係者が主体となって、景観の目標像を共有した上で修景のあり方の検討及び景観形成の基準の策定に取り組むことを促進することとし、策定された基準は他の景観エリアの基準に上乗せする形で設定することができるものとしています。
- ・沿道や沿川の関係者間で共有された景観形成のルール（方針、方策等）の申し出に基づき、景観計画との整合性や合意形成の状況等を勘案し、必要な項目を景観形成の基準として景観計画に位置づけていきます。景観形成の基準として位置づけなかったその他のルール（方針、方策等）については、他の法制度の活用などの担保方策を検討するものとします。
- ・本ガイドラインは、景観計画に位置付けた都心景観路の景観形成の基準を解説する手引きとして、土地所有者などの関係者や設計者等が、計画検討や設計の際に活用されることを想定しています。

2. 都心景観路の景観形成に関する方針

- ・都心景観路には、「眺望景観路」「水緑景観路」「歴史街道景観路」「にぎわい景観路」「せせらぎ景観路」の5つの景観エリアがあります。

【景観形成に関する方針】

- ・大津市景観計画に示された方針を以下に抜粋します。

ア 眺望景観路

- ・道路から琵琶湖や山並みへの見通し景観の確保を実現するとともに、建物のセットバックにより沿道の緑化スペースを確保します。
- ・敷地内において目で見て感じられる緑の量を確保し、琵琶湖と山並みへの連続性を向上させます。

イ 水緑景観路

- ・河川沿いの道路から琵琶湖、山並みを見通す眺望を確保するとともに、水辺空間の修景に取り組み、河岸のまちなみと一体的に良好な眺望景観を形成します。
- ・建物のセットバック等により沿道の緑化スペースを確保することで、敷地内において目で見て感じられる緑の量を確保し、琵琶湖と山並みへの連続性を向上させます。

ウ 歴史街道景観路

- ・伝統的なまちなみが残る街道沿道においては、歴史文化資産や町家建築等を保全、活用したにぎわいのある歴史的なまちなみ景観を形成します。

エ にぎわい景観路

- ・周辺住民に身近なにぎわいのある商店街については、安心して買物ができる環境づくりや空きスペースを活用した緑化推進、まちなみと調和した屋外広告物などにより、親しみやすく活気あるまちなみ景観を形成します。

オ せせらぎ景観路

- ・市街地を流れる周辺住民に親しまれている小川沿いについては、主な視点場となる橋上からの見え方を重視しつつ、水辺空間の修景などによる民有地と一体となつたうおいのある連続的な景観を形成します。

3. 都心景観路ガイドライン

- ・都心景観路のガイドラインは、今後、景観形成の基準の景観計画への位置付けを受けて基準とその手引きを都心景観路の景観エリアごとに掲載していきます。

議題 6 景観計画ガイドライン（公共サイン編）について

本市における公共サインの現状



サインデザインの不統一



サイン情報の未更新



掲出効果の低いサイン



メンテナンス不足



景観阻害



「都市美観の形成」に配慮した公共サイン設置のため、景観計画ガイドライン（公共サイン編）を作成



目次構成（案）

第1章 総論

- 1-1 はじめに
- 1-2 公共サインの種類
- 1-3 適用範囲
- 1-4 課題
- 1-5 基本方針

第2章 設置指針

- 2-1 サイン設置の原則
- 2-2 再配置の考え方
- 2-3 配置の考え方
- 2-4 表示板面の考え方
- 2-5 情報表示の考え方
- 2-6 仮設サインの設置ルール

第3章 管理指針

- 3-1 維持管理の考え方
- 3-2 管理台帳の活用

第4章 資料編

- 4-1 標準デザイン
- 4-2 ピクトグラム一覧
- 4-3 日英対応翻訳表



総論

第1章

1-1. はじめに

ガイドライン策定の背景と目的

景観計画における本ガイドラインの位置づけや、ガイドラインの目的を記載

市全体として統一した指針が定められておらず、統一性のないものや管理が不十分なものが散見される状況にあることから、サイン設置の基本方針や設置指針、維持管理に関する統一的なルールを定めることで、サイン機能の向上や良好な景観形成を図ることを目的とする。

ガイドラインの使い方

本ガイドラインの活用方法について記載



公共サインとは

本市をはじめ、滋賀県、国が案内・誘導、利用案内、注意喚起、啓発など移動の円滑化や利便性、安全性の向上などを目的に道路や公園、河川などの公共施設に設置する屋外広告物をさします。

総論

第1章

1-2. 公共サインの種類

公共サインの機能別に6種に分類

(1) 案内サイン



(2) 誘導サイン



(3) 記名サイン



(4) 説明サイン



(5) 規制サイン



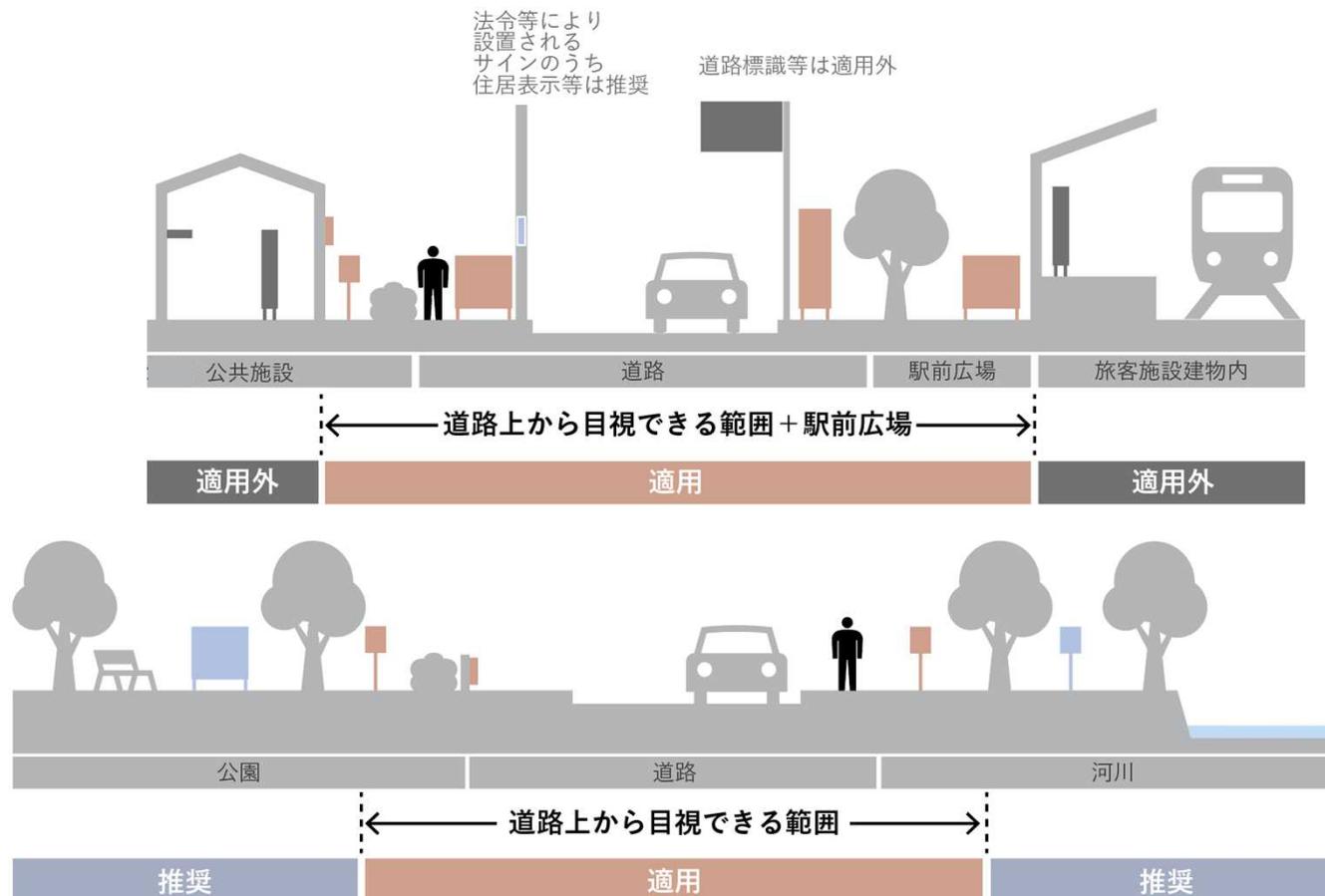
(6) 啓発・広報サイン



総論

第1章

1-3. 適用範囲



総論

第1章

1-4. 課題

「機能上の課題」と「景観上の課題」に分類

× サインデザインの不統一

- ・種類、整備主体、整備時期等により、掲出情報やサインデザインの整合性がとれておらず、情報を認識し難い。
- ・情報量が多いものや、視認性が悪いものは、内容が分かりにくい。



× サイン情報の未更新

- ・表示情報が更新されておらず、案内誘導機能が低下している。
- また、観光客等利用者は適切な情報が読み取れず、回遊性が低下する。



× 掲出効果の低いサイン

- ・長期間放置され、啓発効果が低下している。
- ・掲示することによる啓発の効果が不明である。
- ・サインにより死角が生まれる場合がある。



総論

第1章

× メンテナンス不足

- ・ 経年劣化により、退色・破損し、美観に悪影響を及ぼしている。



× 仮設サインによる景観阻害

- ・ 放置された仮設サインが散見され、経年劣化により景観を阻害している。



× サインデザインが周辺景観を阻害

- ・ 派手な色彩や、版面や文字の大きすぎるサイン等が景観を阻害している。



総論

第1章

1-5. 基本方針

ガイドライン策定の目的や課題を踏まえた、基本方針を記載

1 誰にでも伝わるサイン

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、適切な配置や表現、また多言語表記やピクトグラム等の基本的な考え方を示し、誰にとっても分かりやすいサインとします

2 景観に調和するサイン

本市の都市景観、自然景観、歴史景観に配慮した統一性のあるデザインとします

3 適切な維持・管理

管理台帳の設定、常設や仮設サインのメンテナンスの考え方を整理し、機能・美観・安全を維持し続けるサインを目指します



設置指針

第2章

2-1. サイン設置の原則

サイン設置検討時に意識すべき3つの原則を記載

1 必要性を検討する

- ・計画段階で必要性や効果を十分検討する
- ・不要なサインは設置しない

2 常設サインを基本とする

- ・良好な景観形成と維持管理に配慮し、耐久性のある常設サインを計画的に設置する

3 仮設サインは原則設置しない

- ・局所的かつ緊急的に発生した問題や事象に対処する場合のみ一定期間に限り設置できる

・一時的な事象に対する注意喚起



・常設サイン設置までの暫定設置



・庁舎等に設置する祝賀や啓発情報



・イベントや地域の祭りの告知



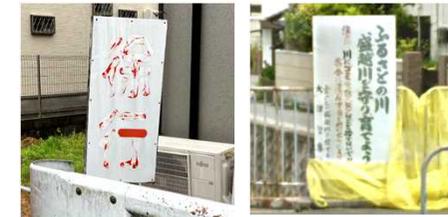
設置指針

第2章

2-2. 再配置の考え方

設置したサインの見直し時に検討すべき内容を記載

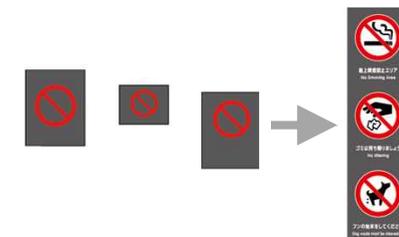
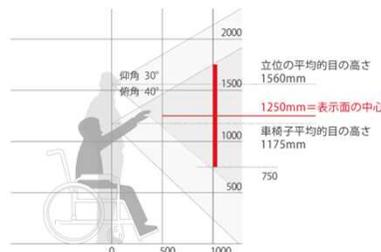
- ・ 恒久的な情報が仮設サインの場合、常設サインに切り替える
- ・ 効果の低いサインは撤去を検討



2-3. 配置の考え方

動線や目線の高さを考慮した設置位置や、建築物との一体化など、ユニバーサルデザインや景観に配慮した配置方法について記載

- ・ 誰にとっても見やすい高さ
- ・ 建築物や工作物の意匠を損なわないデザイン
- ・ 複数サインの集約化



設置指針

第2章

2-4. 表示板面の考え方

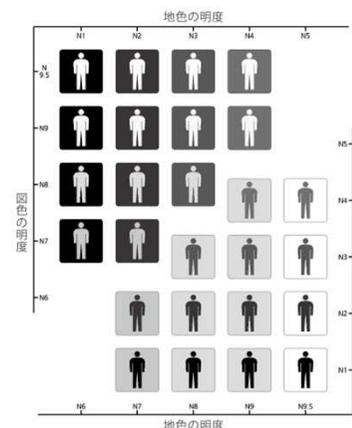
形状・素材・配色など、整備検討時の表示板面の考え方について記載

- ・ 水平垂直でシンプルな形状とし、周辺景観との調和を図る
- ・ 適切な維持管理のため耐久性に優れた素材を使用
- ・ 景観への調和と色覚多様性に配慮した配色を検討
- ・ 地色は景観への調和を考慮し、低彩度の落ち着いた色を選択する（原則白色は地色に使用しない）

■ 推奨する地色

	使用箇所	基本色
地 色 の 色 彩	都市部のサイン	ダークグレー 日塗工番号：N-40（5分艶） マンセル値：N4.0（5分艶）
	自然景観や歴史景観との調和を図る場合	ダークブラウン 日塗工番号：15-30B（5分艶） マンセル値：5YR3/1（5分艶）
	地色に白系を使用する場合	ホワイト 日塗工番号：N-85～90（5分艶） マンセル値：N8.5～N9.0（5分艶）

■ 明度差を確保した地色と図色の対比例



■ 見分けにくい色の組み合わせ（一部抜粋）



出典：「ひと目でわかるシンボルサイン」（平成13年12月、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団）

設置指針

第2章

2-5. 文字・ピクトグラムの考え方

多様な利用者を想定した、多言語表記・書体・ピクトグラムの活用など情報伝達のための要点を記載

- ・原則2ヵ国語表記（日本語・英語）とする
- ・高齢者や弱視者に配慮し、誰にでも判読しやすいように、視認距離に応じた文字サイズの設定を行う
- ・視認性や判読性を考慮して設計されたUD（ユニバーサルデザイン）書体を使用する
- ・文字情報は端的にわかりやすい表現とし、ピクトグラムを活用し、直感的な情報伝達を促す

■ 基準書体（一部抜粋）

A-OTF UD新ゴ NT Pro

B あいうえおかきくけこアイウ
大津市役所

DB あいうえおかきくけこアイウ
大津市役所

A-OTF UD黎ミン Pro

EB あいうえおかきくけこアイウ
大津市役所

B あいうえおかきくけこアイウ
大津市役所

- ・情報を直感的に伝えるためピクトグラムを活用

一次情報/ピクトグラム

- 直感的に伝える
(大きく目を引く)

二次情報/文字情報

- 補完的に伝える
(端的でわかりやすい)



設置指針

第2章

2-6. 仮設サインの設置ルール

仮設サインを一時的に掲出する場合の設置条件を記載。設置方法は、立て看板やのぼりなど看板の種類ごとに設定する。

設置条件

- 設置可能な情報 … 一時的な情報（注意喚起、イベント会場への案内等）
- 設置期間 … 原則3ヶ月以内
- 設置場所 … 周辺景観や眺望の妨げとならず、歩行者や自動車の妨げとならない場所
- 設置方法 … 看板の種類ごとにルールを設定

【立て看板】

- 定義**：木製等の簡易な仕様による耐候性の低い看板を金具などで工作物や地面に簡易に固定するもの。
- 色彩**：使用する色はイベント告知は3色以下とし、それ以外にあってはピクトグラムを除き2色以下とする。
- 設置方針**：道路上や通路では周辺から死角にならない幅や高さとする。
(例：電柱より狭い幅、人が隠れられない幅と高さ)
- その他の設置ルール**：原則として本章の基本ルールを遵守する。
- 設置例**：一時的な注意喚起等。

電柱より幅を狭くする

人が隠れられない幅と高さ

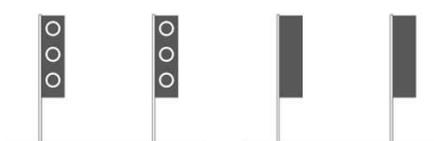


【のぼり、バナー】

- 定義**：細長い旗を竿や支柱等につけて掲出するもの。
- 色彩**：白色を含む3色までとする。
- 設置方針**：相互間距離5m以上とする。
(路肩から5m以上の場所に設置する場合を除く)
- その他の設置ルール**：シンプルかつ効果的なデザインや配置とする。
- 設置例**：市民祭り等の全市的または地域イベントの告知。

2色だけでも十分効果的

適度な間隔での配置が効果的



【幕（フレームあり）】

- 定義**：壁面若しくは柱体部に設置された定着用フレームに掲出するもの。
- 色彩**：地色の色彩は白色を原則とする。使用可能な色彩は、白色を含む3色までとする。
- 設置方針**：掲出にあたっては、建築物及び工作物等の意匠を損なわないようにする。
- その他の設置ルール**：原則として本章の基本ルールを遵守する。
- 設置例**：全市的イベント告知・祝賀情報・啓発等。



管理指針

第3章

3-1. 維持管理の考え方

サインの機能維持や景観阻害を防止するための管理に関する考え方を記載

- ・街の美観を損ねないよう、定期的に表面のチェックや清掃・点検・修繕を行う。
- ・筐体部の傷や塗装の剥がれ・腐食・退色等の劣化を確認した場合などは、速やかに対応する。

3-2. 管理台帳の活用

管理状況を共有・視覚化し、適切な維持管理を行うための管理台帳の活用方法や台帳例を掲載

- ・台帳を活用し、整備後の点検や清掃、更新等の履歴を整理し、適切に維持管理が行われているか確認する。

大津市 公共サイン管理台帳 (案)		管理番号	00-0-000
		管理課名	都市計画課
設置年月日	不明	施工業者	〇〇工業 (仮称)
設置課	都市計画課	施工業者 連絡先	000-0000-0000
サイン種類	案内サイン	公道上からの目視	不可
設置/取除	常設	仮設期間	-
設置住所	〒520-0046 滋賀県大津市長等1丁目3		
設置場所 (地図・写真)			
サイン写真		サイズ	本体：w500 × h2200 × d50 表示：w500 × h2200 仕様 本体：不明 表示：インクジェット印刷 説明 なし
年月日	実施内容	備考・更新の必要性	
	20--年--月--日	点検の点検	情報の更新が必要。実施の代行は無し。
点検・補修履歴	20--年--月--日	情報更新のための地図補修	なし
	20--年--月--日	点検の点検	まちなか交差点の記載が、誘導表記と地図内にあり対応必要
備考			

管理台帳例 ▶

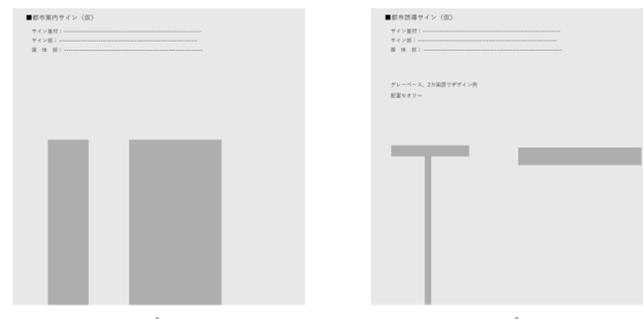
資料集

第4章

4-1. 標準デザイン

サインの種類ごとのガイドライン指針に基づいた参考図を掲載
参考図とあわせて標準仕様も記載することで、サイン整備企画段階でイメージし易いものとする

- (1) 案内サイン
- (2) 誘導サイン
- (3) 記名サイン
- (4) 説明サイン
- (5) 規制サイン



4-2. ピクトグラム一覧 ・ 4-3. 日・英対応翻訳表

JIS規格のピクトグラム一覧や日・英対応翻訳表を掲載

■ ピクトグラム一覧（一部抜粋）



■ 日・英対応翻訳表（一部抜粋）

歩きタバコ禁止	No smoking while walking
犬の放し飼いやリード禁止	Dogs must be on leash
犬の放し飼いは条例により禁止されています	Unleashed dogs prohibited by Law
飲食禁止	No eating or drinking
お静かに	Keep quiet
禁煙	No smoking
商行為禁止	No soliciting or commercial activity
大音量の音出しの禁止	No loud noise